

○

なお、母体又は胎児の健康保持への影響については、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断するものとし、当該指導事項の確認は同法第16条に規定する母子健康手帳のほか、各任命権者が適当と認める方法によっても差し支えないが、その際職員のプライバシーの保護には十分留意すること。